

市庁舎高層棟地下電気室パッケージエアコン修繕業務仕様書

- 1 修 繕 名 称 市庁舎高層棟地下電気室パッケージエアコン修繕業務
- 2 修 繕 期 間 令和7年11月7日（金）から令和8年3月27日（金）
- 3 修 繕 場 所 吹田市泉町1丁目3番40号 高層棟地下電気室
- 4 修 繕 内 容 本修繕は、市庁舎高層棟地下電気室に設置しているパッケージエアコンおよび冷媒管を撤去し、同等品のパッケージエアコン（参考：ダイキン SVMP280KK）および冷媒管を設置すること。
※同等品とは、性能、高さ、幅、奥行き等も考慮し、現設置場所に設置できるものを指す。
 - ①現行のパッケージエアコン型式
室内機：ASJ300DC（三菱重工製）
室外機：AUCJ300DC（三菱重工製）
 - ②パッケージエアコン設置場所
室内機：高層棟地下電気室
室外機：市庁舎中庭
 - ③新設するパッケージエアコンは現行機と同様に恒温恒湿対応とする。
 - ④現行のパッケージエアコンから中央監視盤に故障、制御、状態の連動設定がされているため、同様の設定をすること。なお現行の配線を更新機に付け替えることで中央監視盤と連動できる想定としており、受注業者決定後、本市が契約している中央監視盤保守事業者と打合せの場を設けることとする。
 - ⑤修繕範囲の天井、壁等のアスベスト調査は未実施のため、施工前に必要な箇所のアスベスト関連調査を実施すること。該当箇所において、アスベストの含有が判明し、追加して養生等の法的に必要な措置を講じる必要がある場合、その費用負担は別途協議により決定するものとする。
 - ⑥設置完了後、動作確認のため、受注者立会いの元、試運転の実施を行うこと。
- 5 指 示 事 項
 - ・配管、配線の隠ぺいは現在と同様に行うこと。
 - ・本修繕において不用となった部材は受注者が処分することとし、処分費用も本修繕に含めること。
 - ・作業前、作業中、作業後を撮影し、写真帳として提出すること。
 - ・騒音が発生する作業は、原則、土日祝日の閉庁日に実施すること。開庁日の執務時間後（平日午後5時30分以降）に実施する必要がある場合は、事前に発注者と協議すること。

- 6 一般事項
- (1) 本修繕は、本仕様書により行い、記載されていない事項はすべて標準仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部制定）最新版によるものとする。
 - (2) 搬入路は、監督員と十分な打ち合わせを行い、良好な維持管理を行うこと。なお、良好な維持管理、復旧に要する費用は一切受注者の負担とする。
 - (3) 既設建物（設備）と本業務との取り合い、納まり等図示なき部分も遺漏なき様施行のこと。本業務によって支障が生じる場合は監督員の指示により養生または移設し現状復旧のこと。遅滞なく行い、これに要した費用はすべて受注者の負担とする。